

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	市民協働部スポーツ振興課
委託業務番号	令和2年度 長ス振第5号
委託業務名称	令和2年度神照運動公園指定管理業務
委託業務場所	神照運動公園(長浜市神照町208番地1)
業務の概要	<p>長浜市民スポーツ施設条例(平成18年長浜市条例第204号)第15条各号に掲げる事業の実施に関する業務</p> <p>長浜市都市公園条例(平成18年長浜市条例第162号)第22号各号に掲げる事業の実施に関する業務</p> <p>管理施設の維持管理に関する業務</p> <p>管理施設の使用許可に関する業務</p> <p>管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務</p>
履行期間	令和2年4月1日 から 令和3年3月31日
契約年月日	令和2年4月1日
契約額(税込)	23,075,000円
契約の相手方	<p>[所在地又は住所] 長浜市地福寺町4番36号</p> <p>[商号又は名称] 公益財団法人長浜文化スポーツ振興事業団 理事長 松居 繁隆</p>
契約相手方の選定理由	平成30年12月10日に締結した「神照運動公園の管理運営に関する基本協定書」に基づき、契約を締結するもの。
根拠規定	<p style="text-align: center;"><b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b> (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>